

大正期に展開された母性保護論争について

林 千代

一はじめに

いわゆる母性保護論争は、婦人問題論史上一つの山脈を形成する。大正七年は第一次世界大戦が終結した年であるが、開戦以来、職業婦人が増加し、働く母親と子どもの問題が起っていた。既に大正五年、労働組合「友愛会」には、はじめて婦人部が結成され、除々にではあるが、職業婦人の自覚は高まっていたとみることができる。

その大正七年、「婦人公論」「太陽」の誌上で、与謝野晶子、平塚らいとう、山川菊栄により展開された論争が「母性保護論争」である。三者は、各々異った思想的背景のもとに、婦人の職業と母性保護の問題を論じた。各々はまた、婦人解放論の三主流を代表しているともいえる。

そのような意味あいから是非とも検討しなければならない課題であるし、より直接的には、現在私達が直面している働く母親と保育の問題について考える場合、当然ふまえなければならない歴史的所産であると思われた。

実際、ここ数年来法廷をどうして、多くの論争をなげかけた若年停年制、結婚退職制の問題、それに出産退職制、今や花ざかりといわれるパートタイム、それと関連して企業内保育所問題、注目を集めている育児休暇、そしてくり返し論ぜられる職業と家庭の両立、主婦天職論、「婦人よ家庭に帰れ」のストーリー、そして勿論、認可、未認可を含む保育所の問題等々、これらは種々な角度から充分に、且つ科学的に研究されねばならないと思うのだが、つきつめれば、女の特性である母性とのかかわりで論議されているといつても、一面正しいのではないだろうか。

そして、一方確実に母性破壊の現象は日常化してきているのである。多くの研究、調査が発表されているが、一例を記すなら、新日本医師会

(産婦人科部会)が行つた婦人労働者の妊娠をめぐる環境についてのアンケート調査がある。一九六八年六月現在のものであるが、一二三職場、一、二九九人、妊娠総数二、二四〇回についてみると、妊娠経過の順調なもの約三分の一、障害のあつたもの六〇% (つわり三二%，出血三〇%，妊娠中毒症二七%，貧血一二%)、正常分娩約三分の一、異常約四分の一 (流、早、死産一三%，難産七%，手術九%)、生児成績、未熟兒三%，仮死三%，奇形一%，身体発達の遅滞三・五%，精神発達遅滞〇・五%であった。⁽¹⁾

これだけではその事実の重みがすぐにひびかないが、家庭婦人との比較を試みた山下章日本橋保健所長の別の調査によると、「勤労婦人は家庭婦人にくらべて正常に分娩できる可能性は極端に低く、流・死産になつたり、中絶されることが二～三倍も高い」ことがわかつた⁽²⁾と驚くべき結論が出されているのである。

さて婦人問題、特に母性保護、母子福祉の研究をすすめるにつれ明確になつていったのは、母子に関する施策は決して婦人に焦点を合わせた保護、福祉ではないということであった。つまり、婦人を一個の生活者として、主体としてとらえず、子のために、国家のために必要であるから婦人を保護するという考え方であった。これは現在も基底的には同一であるといつてよい。

二、三例をあげるなら、まず昭和十二年制定の「母子保護法」がある。法制定運動の中心団体であった母性保護法制定促進婦人連盟の中心メンバーであった市川房枝は、母性の確立を含む一つの母性保護法を望んだが、一つの立法に盛ることの不可能を感じ、激増している母子心中に對処するためにも、母子の経済的扶助のみにならざるを得なかつたという意味のことを述べているが、やはり結果的には、經濟不況、上海事変、国をおおうファッショニズムの嵐の中で、国策の手段として打ち出されるのをのまさるを得なかつたのが同法である。⁽³⁾

すなわち、「それらは、『母』あるいは『子』自体の生存権保障というよりは、当時の家族主義思想に密着し、未来の子どもの保護のために必要な方法ということでの母の保護、あるいは不良化防止のための手段、さらに第一の国民の健全育成という国策の手段として、母子保護法を制定するという論点でおしすすめられていつたのであつた。したがつて、母が生きるための雇用政策や自立策などの積極策はなんら考えられないところなく、あくまで消極的諸策にとどまつたものであつた」といえる。⁽⁴⁾

現在、母子寮という社会福祉施設がある。周知のようにこれは児童福祉法に規定されている児童福祉施設の一つである。同法によると児童福祉の理念は、児童の心身ともに健やかな育成と生活の保障であり、母子寮は「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の

監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設」である。

最近、この母子寮は転機にきているといわれる。厚生省の「社会福祉施設調査」によると、三五年以降年々、施設数、在所者数とも減少の一途をたどっているのである。戦後の生活苦に直面した混乱の中で設置された事情と、現在生別世帯が半数以上をしめるという入所者の質的变化も指摘されるが、唯、保護のみ目的にし、それに関連する消極的なサービス、例えば保育所入所、学童の学習指導、就労斡せん等々のみであるところに問題がある。勿論就職にしても子をかかえて自立し得ない低賃金が条件である。

一方、三九年には母子福祉法が施行された。母子福祉法と母子寮の関係はどうなるのか、その点も明確ではない。

本質的に、母親の生活権をどう保障したらよいかがあいまいであり、一貫性がないのである。母の生活を保障することが、子の幸せにつながるのでなくてはならない。逆であってはならないのだ。

ただ、母性保護、母子福祉といった場合、どちらにしても母と子の生活は密着している。そのため、婦人解放のいろいろな考え方が歴史の上でくりひろげられても、未来の労働力である子のためにひいては国家のためにという大義名分が前面におし出され、直接婦人の福祉の向上にながらない形で対策はおしすすめられ論は利用されて来た。その一つの典型が、前述した例にも読みとれるし、またスエーデンの思想家、エレン・ゲイ(5)などもあげることができるのである。ゲイに関しては平塚らいてうの項でふれるが、彼女は男と女はすべての面で全く平等という女権主義者達に対し、女の特性である母性を強く打ち出し、母性を忘れて婦人の真の解放はない、母性は保護されるべきだとしたのであった。

しかし、ナショナリズムと結びつき、あらゆる苦難に耐える母というイメージをつくり上げる理論的根拠となり、特にナチスの婦人運動の中心思想になっていたのである。

こうした経過を知るにつけ、母性保護を考える場合、母性のみを論の中核にすることは妥当ではないと思われる所以である。母性保護と男女平等が両立して婦人の真の解放があるのでないか、母性保護が、他の社会的理由と結合し、結果的に婦人の解放に反しないようにするにはどうしたらよいか、それが私の問題意識であり、研究の目的とするところである。そして女権主義、母性主義、社会主義の婦人論といつても、各々に限界があり、問題は婦人の人権がどれほど確立しているかにかかるのではないかと考えるに至った。

本稿では、母性保護論争を以上のような観点にたって、分析、検討しようとするものである。

二 婦人問題論史上における「論争」の位置

まづこの項において、(1)「論争」以前、(2)「論争」以後、(3)「論争」の位置と分け、明治時代からくりひろげられた婦人問題に関する論の中で、特に母性に関する論の系譜を記述し、母性保護論争は歴史上いかなる位置をしめるとみられるかを考察したい。

(1) 「論争」以前

日本における婦人論は、明治時代に入つてから展開された。

私の理解する所によれば、まず明六社同人による婦人論、十年代に入つて女子固有の教育が強調された結果としての良妻賢母主義、同じ頃鹿鳴館時代の中で花開くキリスト教徒による新しき女性の創造、それと一方で下からの近代化といわれた自由民権運動と、平民新聞、万朝報を舞台とする社会主義者達の婦人論が、この期の主な流れであると思う。

それらはみな、互いに影響を与え合いながら婦人解放論を形成し、自我にめざめた女性をつくつていったといえよう。しかし、今、この全体にふれるることはできない。少くとも母性に関する論にのみ焦点をあてて、母性をどうとらえていったかを追求してみよう。

したがつて、明六維誌上の婦人論の検討、及びいわゆる良妻賢母主義教育についてを述べ、それへの反撥と、文学界の思潮の影響による個の覚醒、その中から論争の主体をなす与謝野晶子と平塚らいてうの出現といった経過をみなければなるまい。

自由民権運動家、社会主義者達の婦人論は、観念論にすぎなく、具体的な母性そのものを問題としたのは見当らないので今回ははぶくことにする。

さて明治初期、世はあげて欧化の波に酔つていた。明六社は当時、文明開化政策の推進役であった啓蒙学者が、集つてつくつた我が国最初の学術団体であるとされている。明治六年七月、アメリカから帰つた森有礼の首唱により発足した。主に明六維誌を舞台に婦人問題に関する論文をのせたが、夫婦論の方に主体をおいたのは森有礼、加藤弘之、津田真道で、教育論を中心としたのが主に福沢諭吉、中村正直、箕作秋坪、阪谷素らであった。

彼等に共通していえることは、江戸封建期の、いわば女子教育の虎の巻、「女大学」に対する反撥、批判としてスタートしたことであ

らう。

「女大学」といわれているのは、貝原益軒の「和俗童子訓・卷之五、教一女子三法」の部分を、後人が手を加え普及させたといわれる。内容は二十か条にわたっており、周知のように、女性の男性に対する絶対服従を説いた書物であるといつてよい。今でも語りつたえられている婦人三従の道、婦人七去の法をはじめ、幼児より女徳を養い育てよ、男女の別をはつきり立て、貞節を守れ等々、特に嫁する女に、父母の教うべき十三か条の所では、「夫の家にゆきては、もはらしうと、しうとめを吾ニ⁽⁶⁾をや（親）よりも、猶おもんじて、あつく愛み敬ひ、孝行をつくすべし。をやの方をおもんじ、しうとの方をからんずる事なれ。しうとのかた（方）に朝夕の見まひを、か（欠）くべからず」にはじまり、「婦人は別に主君なし、夫をまことに主君と思ひて、うやまひつつしみて、つかふべし。からしめ、あなどるべからず。やはらぎしたがひて、其心にたがあべからず。凡（そ）婦人の道は、人にしたがふにあり。夫に対するに、顔色、ことばづかひ、るんぎん（懇懃）にへりくだり、和順なるべし。いぶ（煙）りにして、不順なるべからず。おごりて無礼なるべからず。……それ婦人は夫を以（て）天とす。夫をあなどること、かへすがへす、あるべからず。……」⁽⁷⁾と、ただひたすら女は従順で、主体性をもつてはならないことをくり返し教えた。現在でも私達の周囲に意外に女大學式の考え方を発見するが、明六社の男性達によつて反旗はひるがえされたのである。

彼等のうち、婦人問題に最も熱心であったといわれる森有礼は、「妻妾論」を五回にわたり掲載している。夫婦論はさておき、「妻妾論ノ四」で、彼は「母たること」を以下のようにとらえた。「子ノ母ニ於ルハ恰モ写真鏡ノ物質ニ応スルカ如シ。若シ其質純清ナラサレハ則之ヲ写ス所ノ子純清ナルヲ得ス。……母タル者ハ又常ニ意想ヲ高クセサル可ラス。意想高カラサレハ何ソ能ク其子ヲシテ正大ノ事業ヲ成シ以テ文運ヲ進ムルノ偉功ヲ立テシムルヲ得可ム。……故ニ女子ハ先ツ学術物理ノ大体ヲ得、其智界ヲ大ニシテ能ク其愛財ノ用法ヲ通知セサル可ラス。」⁽⁸⁾

したがつて、女子の職分はかくのとく難しく、責任もあることだから、世間が女子を男子の遊具程度にしか考えぬのは、まちがいであるといつてゐる。

こうした「母たること」の重要性を説き、女子教育の必要を主張したのは、福沢、中村、箕作であった。

福沢は「國の文化的水準をあげることは、國民の精神的水準を高めることであり……」⁽⁹⁾と考えていたから、國民の半数をしめる女子にも無関心ではいられず、多くの婦人論を世に出した。

なかでも母性という観点からは「日本婦人論」をとりあげなければならない。この書は「上來の女性思想論に全く欠けているものを附け加えている点で、女性史上特に注目に値する。」^[10]といわれる。欠けていたものとは何か、それは優生学的立場に立った観察と主張であった。

「わが輩の立論の本意は、いまの女性のために代表して男子と権を争わんとするにあらず。」^[11]と前置きし、母体が強壯でないとその子もまた強壯ではない、数百年来、女子をとりまく弊習は体格を下等にするであろうから、この恐るべき弊害の源を防がねばならない、日本の國の發展のために「期するところの目的は人種の改良にして、いまの婦人に依頼して良子孫を求めるとするは結局無益の冀望なるがゆえに、ますその心身を活潑ならしめざるべからず。これを活潑ならしむるにはその責任を重くしてその快樂を大にせざるべからずとの大意を述べたるものなり。」^[12]としている。

賢母良妻ということばを、日本ではじめて用いたのは中村正直であるといわれる。彼はイギリス留学中、イギリス婦人の教養の高さ、子に対する母の影響力の大きさに感する所があり、明治八年有名な「善良ナル母ヲ造ル説」をのせた。

「技術ノ教育ハ童子五六歳智識漸ヤク開クル時ヨリ之ヲ始ムルトモ遲シトハイフベカラズ。修身敬神ノ教養ニ至リテハ胎教尤モ肝腎ナリ。」^[13]と書き始め、いかに子に対し母の影響力の強いかを述べる。そして「男女ノ教養ハ同等ナルベシ。二種アルベカラズ。苟クモ人類總体ヲシテ極高極淨ノ地位ヲ保タシメント欲セバ宣シク男子婦人共ニ皆一樣ナル修養ヲ受ケシメ、其ヲシテ同等ニ進歩ヲナサシムベシ。」^[14]とし、善き母を造るためには、女子に教えなければならない、と説くのであった。

箕作秋坪も「教育談」を残している。子は純然無難白玉の如きもので、善且知となるも頑且愚となるも父母の任である。父母はその責任を深く自覚してほしい。そして「終ニ一家風ヲ成シ一郷俗ヲ成スニ至ランコトヲ希望ス。且更ニ深ク望ム所ハ、今ヨリ盛ニ女学ヲ起シ、力ヲ尽シテ女子ヲ教育シ、其母タルニ及シテ其兒ヲ教育スルノ緊要タルヲ知ラシムルニ在ルノミ。」^[15]と強調し、最後に、人民を善く訓導するのに欠くことができないのは「母」であると述べた。

以上四者に共通していることは何であるか。第一に子どもの教育にとつてはたすべき母の役割の重要性、第二にそれはとりもなおさず人類の発展、社会の進歩にとって必要であること、第三にかくて女子に対する教育を推進せねばならないということであった。

どうとうとせまりくる文明の波をまともに受けて、先進西欧諸国に追いつき追いこさねばならない。人材の養成こそその鍵であり、母親の賢

愚に子の将来は影響される。かくて賢母良妻の養成をと結論づけられたのである。誠に女子にとつては画期的なことであつた。

「こうして明治初期の女子教育は『賢母主義』から始まつた。その期待される役割は一〇〇%『母性』であつて……母性は文明社会の担い手として評価されたのである。」⁽¹⁴⁾と指摘されるのは正しいと思う。

十年代に入ると学制が廃止され、新たな「教育令」(明治十二年)が公布された。

翻訳ものを教材とする男女共通教育、知育中心教育は、庶民の生活とかけはなれ、女子の就学率は低迷した。(第一表参照)

かくして、家事技術、しつけを中心とする女子固有の教育の必要性が浸透しはじめ、十年代も終りに近い十八年、森有礼は国家主義者として初代の文部大臣に就任した。

民権運動の激化、経済不況による国家体制の動搖などにより、教育は次第に国家の枠組みの中で行われる傾向を示した。女子教育は、当初部分的にあれ旧来の女性像を否定して出発したのに、再び裁縫、家事、手芸、修身の道のみを強調する儒家的な女性観に逆もどりを示したのである。⁽¹⁵⁾

妻たること、母たることは、天下国家の興亡につながるのだという明解卒直なる意義づけは、封建体制下の婦人論からみると大きく飛躍し有意義であったが、それは又、國家の要請の下にいともたやすく変容させられる基盤でもあったことを如実に示している。

明治二二年憲法制定、二三年教育勅語の下布、三一年新民法の実施、そして特に二七八八年日清戦争の頃から、家制度にふさわしい女性像が、イデオロギーとしての良妻賢母主義と共に色濃く打ち出されてきた。「家に仕えることが国民として女としての道」という型にはまつた婦徳が教えこまれた。

女子教育の反動化の中で、巖本善治、植村正久らキリスト教徒達による女子教育、婦人論が提起された。これについてくわしく論じることはこの際さけるが、唯これだけはつけ加えておきたい。

明治女学校(木村熊二)をはじめとするミッショニ・スクールの多く

第1表 学齢児童の性別による就学率(%)

年 度	就 学 率	
	男	女
明治 6年	39.90	15.14
7	46.17	17.22
8	50.49	18.58
9	54.16	21.03
10	55.97	22.48
11	57.59	23.51
12	58.21	22.59
13	58.72	21.91
14	59.95	24.67
15	64.65	30.98
16	67.16	33.64
17	66.95	33.29
18	65.80	32.07
19	61.99	29.01
20	60.31	28.26

資料：文部省年報第21卷 1036ページより作成

で、また巣本らによる「女学雑誌」の発刊により、その傘下、自主性のある、豊かな知識を有する女性達が多數育てられたということである。

一方、二十年代中葉から三十年代初め、文学界をしめていた浪漫主義思潮は、自我解放意識を顕著にしてきた。日清、日露の戦役、国内的には治安警察法公布によるさまざまの波紋が満ちていた。そうした反映もあり、徐々にではあつたが日本女性の個としての覺醒はもたらされた。

「論争」のリーダー与謝野晶子は、歌人として文学界に身を置き性の差を前提とする良妻賢母主義に反論しつつ評論を多くものにし、同じく平塚らいてうは封建イデオロギーと結びついた型どうりの良妻賢母主義に強く抗して⁽¹⁷⁾、出現したといつてよい。

さて明治四十四年創刊された雑誌「青鞆」は婦人問題論史上忘れることができない。日本で初めての婦人運動である青鞆社は、平塚らいてうを中心にしてスタートした。その目的は「青鞆」創刊号によれば「本社は女流文学の發達を謀り、各自天賦の特性を發揮せしめ、他日女流の天才を生まむことを目的とす」と書かれている。

「青鞆」は大正五年まで続くが、途中、大正四年らいてうは編集を伊藤野枝にゆずっている。その少し前二年頃から青鞆誌上には毎号婦人論がのせられるようになっていた。エレン・ケイ(Ellyn Key)の「恋愛と結婚」もらいてうにより翻訳され、掲載された。徹底的にケイの影響をうけたらいてうの婦人解放思想と、彼女自身の恋愛結婚(いわばケイ主義の実行)、そして出産育児という母性生活を背景にし、らいてうの母性主義は開花する。高群逸枝がいふように彼女は「母となってから女性主義にめざめた」といってよい。

かくて青鞆は文学運動から婦人解放運動へと方向転換したのであつた。らいてうは、最初女権主義(「婦人も人間として法律上、教育上、経済上、職業上、社会上男子と同一の権利を持つべきであると主張する」)⁽¹⁸⁾としてスタートしたが、途中から母性主義(「女権主義の主張が性の区別を全く無視して、ただ男女平等の権利を主張することに反対して、明確に両性の対立を認め、女性にとつては、その自己の性に根ざしたことの女性としての独得の命令即ち母たることの使命があり、その使命を完全に遂行するための結婚、恋愛の自由を力説する」)⁽²⁰⁾に変容したと解釈したい。

そしてまた母性主義は、フェミニズムの範ぢゅうにも入ると私はとらえている。つまり、単純に女権主義イクオルフェミニズムと解される場

も多いが、フェミニズムこそ、男性が男性である故に、女性が女性である故に男女は対等であることに大きな意味を有しているからである。またフェミニズムは、一点確実なことは「あらゆる圧迫のもとに不幸な生活をおくっている女性達にたいして、深い同情をいただき、あるいはその桎梏と圧迫といきどおりをかんじ、そこから女性の解放をこいねがつてのことである。^[21]」から、広く女権主義も含むことになろう。

(2) 「論争」以後

最初に大略を述べよう。

「青鞆」は大正五年二月号をもって廃刊。それから新婦人協会の設立、赤瀬会をはじめとする社会主義婦人運動の胎頭、山川菊栄等の出現、婦人労働運動の中での婦人解放論の受けとめといった一連の動きと共に、母性は具体的な保護を要求していく方向をつかんだ。それがここでの主たる内容である。年代的には大正の末頃までである。

前に記したように、「青鞆」は文学運動から婦人解放運動へと方向を変えた。しかし、問題意識としての基盤は同一であつたといつてよいのでないだろうか。

らいでうの自伝によると「ともあれ、当時の女の道——良妻賢母主義以外に婦人の生活目標が認められなかつた時代に、社会的に何の地位もまた自由ももたない婦人たちが、思想文芸を通して心の世界に自由を求め、そこに眞の自分を、自分の生命を見出そうと希つた。そのねがいの中から生れたこの婦人雑誌がたとえ最初の意図はどうであろうとも、それが暗い懷疑と絶望の底で悩んでいた同時代の若い女性の胸に希望の火を点じた瞬間から、その凄まじい熱と力に押されて、いつの間にか婦人解放運動の推進力としての一つの使命をもつて働きはじめたのは事実でした。」^[22]と記されているのを読むとうなづける。

確かに「青鞆」は言論の上で、啓蒙運動として世の多くの女性の心に火をつけ、婦人問題に対し、単なる「新しい女のすること」という興味本意な考え方から、社会の問題としてとり組まねばならないという反響を芽生えさせた。^[23]

それを政治運動と結びつけ、具体化に一步步み出したのは、大正九年三月結成の「新婦人協会」であった。

大正九年といえば、大正デモクラシーが広範な一般市民層にもひろがり、米騒動をはじめ、普選運動、労働運動など社会運動が高まつていた時期であった。一方からみれば、資本主義がそれだけ成熟してきたことになるが、婦人にとってはこの革新の機運の中で相変わらず家制度にしば

られ、多少、労働面、意識面で新しい社会と対面しつつあったといえよう。

「新婦人協会」は、青鞆運動末期点火された婦人問題への関心を抑えに抑えていたらいでうが、恋愛を成就し子を産み、育てた時点で非常な熱意の下に始めた仕事であった。理事は、らいてうの外、市川房枝、奥むめおであった。

目的は「日本全婦人の利益のために」と題する綱領に明らかである。

- 1 婦人の能力を自由に発達せしめるために男女の機会均等を主張する
- 2 男女の価値同等観の上に立って、その差別をみとめ協力を主張すること

- 3 家庭の社会的意義を闡明すること

- 4 婦人、母、子供の権利を擁護し、彼らの利益増進をはかると共に、これに反する一切を排除すること

ここに「母性擁護」が明らかに提起されているが、らいてうが母性ととり組んだのはケイの翻訳以後であり、以来、彼女の思想と生活の中心を形成したことは前に述べた。大正八年「婦人と子どもの権利」という評論集の出版は大きな業績として残っている。この評論は逐に見当らず、読む機会のないまま現在に至っているが、内容は「各地の工場で働く婦人の実態を繰り返し記述して、無保障の労働婦人の惨状をめんめんと訴え、『一般労働者としての権利の外に種属に対する任務をもつことによって婦人にのみ与えられた天賦の特技——すなわち婦人労働者に対する特殊な保護制度の要求』を行った。」といわれる。

新婦人協会の具体的な活動としては、まず「治安警察法第五条修正」、「花柳病男子の結婚制限」に関する二ヵ条の請願書を提出したことである。前者は、婦人も政治結社に入ること、政談集会に出席、発起できることを要求するものであり、二度程流れだが、ようやく第四五議会で可決された。後者は逐に効を奏しなかった。

特に後者は母性保護に関連する事柄であったものの、反対の世評が多かった。男性側の感情的な批判もさることながら、婦人の中の反対者、与謝野晶子はこういっている。他の伝染病を除いてなぜ花柳病に限つたか、男子ばかりになぜしたか、恋愛結婚の主張と矛盾するではないかと。このあたりは晶子の女権主義が躍如として伺える所である。

そして、「治警法第五条修正」に關する運動の記録は残っていても、「花柳病」についてはみあたらない。

協会は研究活動を中心にして組織づくりが行なわれた。研究部は政治法律部、社会部、教育部、衣食住部の四つに分れた。このうち社会部が「花柳病」の請願書を作る仕事を受けもつが、らいてうの自伝によると、「この部で、妊産婦、育児をもつ母の生活保障——つまり母性保護問題について具体的な研究を進め、保護法案の作成までやりたい希望をもつていた」⁽²⁵⁾が、果たせずに終ってしまった。これによってもらいてうは、母性保護になみなみならぬ情熱を有していたことが分るのである。こういう意味から新婦人協会は青鞆の連続であるといえよう。

新婦人協会は大正十一年末解散した。らいてう、市川らの個人的事情があつたとはい、「婦人参政は国体に反す」（第四四議会における藤村義朗男爵の発言）、及び「花柳病」の場合、「女尊男卑の歐米諸国ならいが、男尊女卑の家族制度の我が國には適しない」という理由で不採択になつたことにみられるように、強固な封建制の壁の厚さと議会運動への批判が、各々の分野と立場の婦人運動に意義と価値を与え、幅の広い運動をおし進めようとした「協会」の意図をくじいていった。

特に議会運動への批判は、社会主義的労働運動の側から痛烈に行なわれた。

大正七、八年の思想界は、大正デモクラシーの波にのつて議会主義的な民主主義に関心が寄せられていたが、第一次大戦終結後おそつた経済恐慌、生活難により、長い間の冬眠をうち破つた労働運動、農民運動の胎頭は、政府不信、議会への失望を生み出していたといえる。

新婦人協会への批判の矢を、真先きにはなつたのは、社会主義的立場から無産婦人運動を推進していた山川菊栄であった。彼女は、大正一〇年七月号の雑誌「太陽」で、次のようにいつている。

「何ら明白な確固たる社会観に基かず、ブルジョア一流のセンチメンタリズムをもつて、ただ漫然と婦人と子供の権利を主張している。」そして、このような運動は良心を欺く慈善道楽にすぎないときめつけた。また新婦人協会の議会運動に対しては、「吾々は資本主義の下に於ては婦人労働者の悲惨は絶対に緩和せられる方法がないと信ずる。」ので、議会運動、労働条件改善の運動は浪費にすぎないと主張した。

彼女の実践活動は大正十年、伊藤野枝、堺真柄、九津見房子、仲曾根貞代、高津たよ等と共に、革命的婦人運動の団体と称し、「赤瀬会」を結成したことである。赤瀬会は、第二回メーデーに婦人の団体として日本で初めて参加した歴史を残したが、厳しい弾圧に抗しきれず、八か月で消滅したのであった。

さて、山川を理論的リーダーとした婦人労働運動において、「母性保護」は社会的な婦人の要求として具体的に提案されるに至つた。

日本労働組合評議会は、日本労働総同盟から分裂して大正十四年結成された。評議会は婦人問題に対する態度を決め、「総本部婦人部設置並びに婦人部活動統一に関する決議案」⁽²⁴⁾は第二回大会に上程された。

内容は以下のようである。

イ 婦人の八時間労働制の確立

ロ 婦人の夜業、残業、及び有害作業の廃止

ハ 寄宿舎制度の徹廃、並びに（暫定的には）現存寄宿舎の労働組合による管理

ニ 強制貯金制度の廃止

ホ 性による賃金差別の徹廃

ヘ 産前産後各八週間の休養、その期間の賃金全額支払

ト 乳児を有する母親には三時間毎に三〇分以上の授乳時間を与えること

しかし、本案は次年度大会まで保留することになったという。

更に、大正十四年、農民労働党（十二月立党即時解散）の創立をめぐって、その綱領問題がおこったとき、山川の属する政治研究会神戸支部

婦人部から次の六項が提議された。⁽²⁵⁾

1 標準生活賃金制定の要求については、性及び民族の如何を問わず、一律の最低額を要求すること

2 同一労働に対する、男女同一の賃金率の要求

3 既婚未婚を問わず、婦人に対する一切の法律上の権利剝奪の徹廃

4 教育機関及び一切の職業に対する、男女同一の機会と権利の保証

5 母性保護（産前、産後の保護、妊娠の解雇廃止、その他の如き）の要求

6 公唱制度の廃止

そして、又、農民労働党の綱領には、婦人に関し以下のような条項がのせられた。⁽²⁶⁾

。満二十才以上の男女の無制限選挙権及び被選挙権の獲得

。女子の夜業並びに坑内労働及び危険作業の禁止

。同一労働に対する同一賃金の支払

。一切の封建的労働制度の徹廃

。妊娠及び幼児扶養の国庫負担

。無産婦人の人身売買の禁止

翌年三月、こんどは労働農民党として新たに綱領を作成するが、ここにおいて、直接母性に関連を有するのは、夜間労働、坑内労働及び危険作業の禁止ぐらいで、あとは法的差別、教育・職業の制限などをうち出しているのみで具体性なく一歩後退の感をまぬかれない。

ともあれこれらは山川菊枝らによって推し進められたが、具体的な成果をあげないまま、昭和へ入ることになる。その理由としてはまず、男性側の不真面目な、無理解な態度、もう一つ当時のボルシエヴィズムの公式主義があげられる。

前にも述べたが、男性側の無理解な様子は、たとえば、「『新婦人協会』が治警五条の改正を運動した際にも、改正案の趣旨説明に立ってくれた代議士に『色男』『簡単』などの野次がとび、また『婦選獲得同盟』が運動した……婦人関係四案が議会に上程された時も、提案説明の四代議士の似顔の頭にリボンがつけられ、からかい半分の記事が『東京朝日新聞』にのっています」⁽³⁰⁾という記述に明らかだし、公式主義者の言い分は、婦人労働の特殊な問題はすべてブルジョア婦人の範疇であり、眞の階級闘争は男女無差別でなければならないというのであった。

特に母性保護についての反対理由は「これらは特に婦人だけの特殊要求であって、階級的要求ではない。従つて無産政党は、かくの如き要求を掲ぐべきでない。婦人に特殊な要求は、小ブルジョア的性質をもつ要求である。故に無産政党は、かくの如き要求を掲ぐべきでない。婦人にのみ特殊な要求を掲げる必要はない。」⁽³¹⁾としている。

左翼指導者達のいかに封建的であり、独善的であるかを伺い知ることができる。

このような機械的な階級闘争のあり方をにがにがしく思い、執拗に批判をくり返したのが、菊栄とその夫均であり、婦人運動史上「わが国無産運動に婦人への理解を付与した重要な契機となつたことはうたがわれない」⁽³²⁾と評価されている。

大正期に展開された母性保護論争について

かくてともあれ母性保護は徐々にではあるが婦人労働運動の中で具体的におしすすめられる方向をつかんだとはいえる。

(3) 「論争」の位置

論争は丁度、「青鞆」が廃刊し、新婦人協会が発足するまで、婦人運動のしばしの空白を埋めるかのように花開いた理論闘争であった。以上の考察から、私は母性保護論争を次のように位置づけたい。

1 封建社会が解体し、男性に対する平等の主張が、いわばより啟蒙的な言論活動の段階にとどまっていたのを（例、青鞆社の場合）、具体的な社会的実践に結びつける役割をはたしたこと

2 資本主義社会の進展にそって、世界の大勢においても、最初は女権主義が出現した。十八世紀末イギリスのマアリー・ウォールストンクラフト（Wollstonecraft Mary 1759～1797）、ジョン・スチュアート・ミル（Mill, John Stuart 1806～1873）の婦人論はその代表とされる。

それが、産業革命後婦人、児童に対する資本の支配を経て、婦人の特性を強調する母性主義（ムーン・ケイ）と、階級の解放と婦人の解放を結びつけようとした社会主義的フェミニズム（バーベル August Bebel 1840～1913）へ分かれていく。晶子は女権主義、いじてうは母性主義、菊菜は社会主義に立つ論の展開であったが、「論争」は、これらの代表的婦人解放論が同時点で出会い、論争の結果、各々の論をますます明らかにした形で分離していく。いわば、日本における婦人解放論の分岐点を明確に型づけていくのである。それは、丁度、資本主義の急速な成熟と、社会問題の発生、労働階級の成長、社会運動の活発な動きを背景にしていたといえん。

三 「母性保護論争」について

「論争」は、大正七年、婦人公論三月号の「紫影録」という感想と詩篇をのせる欄に、与謝野晶子が「女子の徹底した独立」という思想文をのせたことに端を発する。

一頁程の短かい文章は、「私は歐米の婦人運動に由つて唱へられる、妊娠分娩等の時期にある婦人が国家に向つて經濟上の特殊な保護を要求しようといふ主張に賛成しかねます。」といふ書き出しで始まつてゐる。

まず、婦人が男子に生殖的奉仕によって寄食するのが奴隸道德であるように、国家に寄食するのはさむねばならない、結婚は、分娩、哺育、

子の教育をなしうる経済上の保障を確信しうる時なすべきで、男女両者が同等にその財力を負担すべきである。妊娠、分娩に備えうる財力のない無力な婦人が、國家の保護を求めるのは老衰者、廢人と同様である。生殖の責任は夫婦相互がはたすべきで、その覚悟と実力を備えている必要があるという事を主たる内容とするものであった。

これを受けて立ったのは、平塚らいてうである。同じく婦人公論に、「母性保護の主張は依頼主義か」を寄せたのは五月号であった。

彼女は晶子の文章から、主たる内容の部分を引用しつつ、一つ一つに反論をのべた。

まず、社会問題に対し現社会の事実から考えず、天分と精力のある自分ひとりを標準に主観的に空論を下すことを批判した。婦人が妊娠、分娩に入用な財力を貯えてから結婚すべきだなど言うのは、全く現社会における婦人の経済生活を知らないものはないらしいと強く指摘した。らいでうがこの論文を書いた頃は、私生児とその母の保護の問題を考えていたらしく、次に私生児とその母の状況、それをとり囲む結婚制度の問題点をのべ、これらの現状は社会の安寧幸福に影響を与えるから、彼等の健全な心身の発達を国家が計るべきであると主張した。加えて、結婚によって母になつた者でも、貧困な者に対しては国庫による補助が考えられてよい。何故なら「元来母は生命の源泉であつて、婦人は母たることによって個人的存在的域を脱して社会的な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりでなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のため必要なことなっています。」⁽³⁴⁾

あと、婦人の経済的独立というが、今日の社会では特殊な労働能力ある者以外は不可能なこと、女子も分娩、哺育に要する経済上の力がないなら結婚を避けるべきだというに至つては、むしろ結果的には一層私生児の数を増すことになろうというのがその主たる内容であった。

晶子は、雑誌「太陽」六月号（粘土自像）において、らいでうにこたえた。

私は女子の生活が精神的にも経済的にも独立することを理想にしている。平塚さんは母性を絶対に尊重しているが、私は人間の生活の最上の価値を父たり母たることに偏依させていない。従つて良妻賢母主義には反対である。人生の重要な内容の一つとして母性の相対的価値は認められる。女性の尊厳と、順当な母性の実現を期するには、まず女子の経済的独立が必要であるとの論旨であった。そして晶子によれば経済的独立は個人的努力で得られるものであった。

且つ強調したのは、平塚氏は「現にあること」、その「一面のみ」を固定してとらえているが、自分は「将にあるべき」と言つてゐるの

であつて、混同してもらつては困るとつけ加えたのである。

婦人公論八月号は、再びらいてうの「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」を載せた。

現今の社会において女子が経済的独立を得るのは、「余程特殊な労働力ある者の外は全然不可能だといふ根本的理由から、なおこの根本的困難に加ふるに、我国の如く婦人の労働範囲の狭い、その上終日駄馬の如く働いても、自分ひとりの生活費しか得られないやうな婦人の賃金の低廉な国ではなおさら不可能」⁽³⁵⁾であり、当然家庭生活と職業生活の間に矛盾を生ずることになる。婦人の母性を全うすることは、母と子の幸せにとっても、国家的見地からも重要である。したがつて「母の仕事といふ社会的事業に従ふことによつて社会的義務を果すものの当然の権利として」⁽³⁶⁾また「子供といふものは、たゞ自分が生んだ自分の子供でも、自分の私有物ではなく、其社会の、其國家のものです。子供の数や質は、國家社会の進歩発展にその将来の運命に至大の関係あるものですから、子供を生み且つ育てるといふ母の仕事は、既に個人的な仕事ではなく、社会的国家的な仕事」⁽³⁷⁾なのだから、母性保護に経済的裏付けを与えることは、とりもなおさず婦人の経済的独立を実行することなのだと主張であつた。

翌九月号は、山川菊栄の「与謝野、平塚二氏の論争」を載せた。

山川の論は社会主義的立場に立ち、両者の考え方を整理し、理論的裏付けを与えた。まず晶子の主張は、十八世紀末歐州に生れ、十九世紀後半世界の大勢となつた女権運動の伝統を継承しているし、らいてうの説は女権運動に対抗し、補足として修正案として十九世紀北欧に起つた母権運動の系統をひいている。前者は、資本主義社会の肯定に出発し、その内部でいかにして婦人の権力を多く持さしむるべきかに集注した。後者は資本主義が完成に近づくにつれ、婦人・児童の惨状おおいがたく、婦人の感情生活を尊重し、婦人・児童労働の保護の必要をさけんだのである。山川にいわしむれば、どちらも、資本主義の根本的救済策、原因そのものの否定を思い至らず、部分的救済策以上の何ものでもなかつた。らいてうの派に対して「資本主義が婦人及小児に及ぼす弊害を認めて其の保護を要求し乍ら、同じ原因が男子に及ぼす悪影響を見逃して居る。随つて性と年令とを問はず、凡ての人間を資本主義の虐使より救ひ、人間として何人も平素の権利ある社会の保護を、特に或期間の婦人に限定しようとして居る。又、旧來の女権運動の弊害に対する反撲として、余りに婦人の的生活を重大視するの結果、ともすれば婦人の個性發揮を邪魔する旧き賢母良妻主義と同一誤謬に陥り、或はその謬れる主張に新たに燃料を添ふるの弊が無いとはいはれない」とせまつた。

どちらの説も婦人解放論としては不徹底、且つ、ともすればかえって時代逆行する危険性を有しているというのが山川の主旨であり、彼女自身の考え方としては「両者は然く両立すべからざる性質のものではなく、寧ろ双方共に行はれた方が現在の社会に於て婦人の地位を多少安固にするものだと考へる。ただし私はたとへその二つがお二人の希望通りに十分に実現された所で、それが婦人問題の根本的解決ではなく、婦人を絶対に現在の暴虐から救ふ道ではないと考へる点に於て、お二人と意見を異にするものである。そしてその根本的解決とは、婦人問題を惹起し盛大ならしめた經濟關係その物の改変に求める外ないと考へる点に於て、又その理想の実現を与謝野氏の如く参政権の獲得に期待せず、平塚氏の如く国家の好意に俟たうとしない点に於ても二人と異つて居ることをお断りしておかなければならぬ。」^[39] というのであった。

「論争」の主たる内容は右に述べた如きものであった。以下、もう少し三者の論を検討することにする。

(1) 与謝野晶子の説

論争にみる晶子の説は、まとめるところになる。

婦人解放といい、母性保護といつても、基礎になるのは、女が男と全く同等に経済力をを持つこと、そして真の独立を得ることが必要、それはひいては精神的な自由、独立を獲得することにつながるという主旨であった。

晶子は周知のように、「明星」、「みだれ髪」をはじめとする詩集で官能的詩人として知られている。
しかし、一方、フェミニズムの歴史の上でも、輝かしい先駆者の一人であった。

らいてうとの出会いは後に述べる閨秀文学会においてであったが、青鞆とのつながりは創刊号の上においてであった。新しい女の創る「新しい雑誌」に深く共感を持った彼女はかの有名な詩を寄せた。

山の動く日来る

かく言へど、人これを信ぜじ

山はしばらく眠りしのみ

その昔、彼等みな火に燃えて動きしを

されど、それは信ぜずともよし

人よ、ああ、唯だこれを信ぜよ

すべて眠りし女、今ぞ目覚めて動くなる

晶子は、大正の初めから、前記「太陽」三月号にも書いているとおり、「この七、八年間の私が乏しい時間の中で最も親しんで居る所の、且つ出来るだけ広く読まうと心掛けて居る所のものは、文学の書物よりも、寧ろ政治、経済、教育、労働問題等の其れであることや、それと同時に私が男女のあらゆる職業に対して実際にどれだけ注意し、踏査し、且つ他人の経験に聞きつつあること……社会事実の有機的関係を広く深く観察すると共にその全体と核心と部分との統一と本末軽重を無視するどころか、常にそれを顧慮し……⁽⁴⁰⁾」にも明らかなように、一貫して婦人問題にとり組んで来たのであった。ここで大正七年に三版を出している評論集「我等何を求むるか」（近代書店）により彼女の婦人解放論と母性に対するとり組みを更に考察してみたい。

まず「男女の本質的平等観」「男女の本質的平等観（再び）」によると、「私が如く男女の平等観に重きを置いて居るのを見て、男女の差別を無視して居るやうに速断する人のあるのは不本意である」⁽⁴¹⁾とのべ。良妻賢母主義教育をはじめとして、いかに差別が現実化しているか、女自身、それに対しいかに無自覚か、したがつて人間として平等であるというスタートラインに立ち返つて再び出発せねばならぬ。欧米の女権論者達の弊害を改めるために特に母性の尊重を説くことの必要性もあるらしいが、「先ず、日本の女には人としての平等を眞実に自覚させることが、妻となり母となることよりも急務であると私は考へる。」⁽⁴²⁾と述べている。そして、あくまでも母性が本質でなく、平等が本質である。また、人の差別も、遺伝、境遇、教育による差別で、性を基礎にしたそれではないといい切つている。「人間の差別を作用的に認めるが本質的には認めることが出来ない」⁽⁴³⁾。と。

かくて晶子にとって、母性とは全面的否定ではなかつたにせよ、男女平等の前には決して認めてはならないものであり非本質的なものであつたといえよう。

男であれ、女であれ、個人の権利及び人間の平等こそ大切といったまでは、それはそれなりに理解できるが、何故、人権が侵害されてきたのか、男と女は平等ではなくなつたのかという社会的、歴史的分析が全くないことが、彼女の限界であり、かつかくて現実認識が徹底せず、観念論におち入つた最大の理由であろう。

だから、個人の努力次第で平等になり得るとか、「職業婦人の多数は、恐らく職業のために職業を求めたのであって、労働の意義を解した上の聰明な理性と、已むに已まれぬ熱烈な情意との要求からで無いのであるから、其口実として個人としての婦人の独立が唱へられたにしても、（中略）妥協屈従の日送りをするに至るのである。」などと云い得たのでなかろうか。彼女にとつて「母性復興説」は『女らしく』の変装⁽⁴⁵⁾に過ぎなく、女らしくは男らしくと対立した特定の性情を意味するのではなく、「らしく」の根底は「性別を越えた平等一如の人間性に達する」のである。性別とは生殖の生活であり、生殖は全的生活の一部にすぎない。

晶子にとって母性はイクオル生殖の謂いであり、生殖、もつと広義に養育、教育を含めて考えても、その過程には男子の存在、父性の必要性があるのでないか、それを女性にのみ限つて、母性尊重を説くのはまちがつてゐる。日本の女性は、女らしくという伝統思想に屈従して、あらゆる面で奴隸的状況に甘んじてゐる。その現状を打破せねばならない。それが、晶子の母性に対する考え方であつたのである。

(2) 平塚らいてうの説

青鞆社の最も重要な特色は、婦人自身の手で自らの立場に立つて、試みられた婦人解放の運動であったという点である。しかし最初、その雑誌は女の中にひそむ才能を文学の上に開発しようと意図する目的を有し、後に日本における婦人解放運動の歴史に、非常に重要な遺産を残そうとは考えてみなかつたに相違ない。

らいてうの「青鞆」発刊の辞、彼女によれば「直観的閃き」をつかんで投げ出したといふか有名な「元始女性は太陽であった」⁽⁴⁶⁾は、一貫して強烈な自我の主張を表現している。

「元始、女性は實に太陽であった。真正の人であつた。

今、女性は月である。他によつて生き、他の光によつて輝く病人のやうな蒼白い顔の月である。

私共は隠されて仕舞つた我が太陽を今や取戻さねばならぬ。

「隠れたる我が太陽を、潛める天才を発見せよ。」こは私共の内に向つての不斷の叫び声、押へがたく消しがたき渴望、一切の雜多な部分的本能の統一せられたる最終の全人格の唯一本能である。

此叫聲、此渴望、此最終本能こそ、熱烈なる精神集注とはなるのだ。そしてこの極まるところ、そこに天才の高き王座は輝く」

「青鞆」の運動は、女性の中の隠れた宝、——天才の可能の発見にある。それは、いわば外に向っての戦いというより、内に向っての隠れた宝の探求という性格を有していたといえよう。したがって、從来の婦人運動のように、女が男とすべて対等にならうとするものではなかつた。また、明治十年代にみる自由民権運動の闘士、岸田俊子や福田英子達のように、一方的に上から婦人を叱咤激励するのとは異い、あくまで婦人自らの改革、自らの解放を願つたものであつたといつてよい。

この近代的個人主義をふまえた自我の主張は、晶子と基盤を一にする。

らいでうは閨秀文学会で晶子から源氏物語の講義や、短歌の添削を受けていた。閨秀文学会というのは、明治四十年、成美女子校の中でつくられた婦人達の文学研究会で、成美の教師だった生田長江の肝入りで開かれたものであつた。山川菊栄も会員の一人であり、彼女は一葉や西鶴を好んでいた。⁽⁴⁸⁾

晶子は勿論のこと、らいでう、菊栄も、最初同じく文学と対決していた点は興味深く、それだけに当時の文学界の思潮は見落せないとと思う。透谷、一葉にみるいわゆる浪漫主義、明治三十年代初頭の個人主義思潮、特に三十年代から四十年代にかけての自然主義の高揚は、女性解放思想を正しく理解するためには重要である。

つまり、浪漫主義以来内包されていた「自我解放」意識が、自然主義運動の中で明らかにされてきた「現実の暴露」と「現実の凝視」により、より確実なものになってきた。⁽⁴⁹⁾

特に三十年代末から四十年代にかけて多くの西洋文学がさまざまの形で紹介される。イプセン、ズウダアマンなど女性問題をあつかった文学もこの期に入つて來た。これらが当時の多くの婦人達の共感を得たのであつた。かくて「青鞆」による、必然的な女の開発が実現される下準備をなしたといつてよい。

「青鞆」発刊の直接的動機は、閨秀文学会の生田長江のすゝめであつた。

「青鞆」そのものの分析が主題ではないので、いひでうの母性主義を理解するために必要な点を検討するとして、次の二点を指摘したい。

その一は、「青鞆」に対する世間の批判、非難から、かえって「女」のために働くとする意識がらいて自身に芽生えたこと、その二は、いわば、彼女の人生を切り開く指標となり、思想形成の根幹となつたエレン・ケイとの出会いである。

前者に関し、「わたくしの歩いた道」には次のような記述がある。「その頃の私たちは、今の若い人々のように、社会問題や婦人問題に対し、理論や対策を持つていよう筈ではなく、婦人を取り巻いている重苦しい環境や昔からの道徳に烈しい不満を感じながらも、出口がわからず、ただ本能的な反撥の中に身もだえしていたのでした。（中略）ことに私は、女でありながら、女が嫌いでした。自分が女の仲間にいるということに、我慢のできないときがよくありました。さきにも、与謝野晶子さんを訪れたとき、女でありながら、女の悪口をおっしゃる与謝野さんの態度になにかしら矛盾を感じたことをしるしましたが、実のところ、その矛盾は私の内部にもあつたわけで、いくら女が嫌いでも、自分が女であるという現実を否定することができませんでした」⁽⁵¹⁾と。

このような矛盾の解決をどこに求めたか、それは「女」を自覚し、女にめざめることであった。「女に生れながら、それほど女であることを中心から自覺することもなく、人間としての生命の問題にもっぱら心を奪っていた私、それゆえ、またとくに女のために働くとも、働きたいとも思わず、いた私に『青鞆』への世間のこのあまりな無理解が、非難が、かえって私の中の女を目ざまし、新たな心構えをこの仕事にもたらせたのだと思います」⁽⁵²⁾と述懐している。

そして大正二年「中央公論」一月号に「私は新しい女である」を書き、背水の陣を布いたらいとうは、「青鞆」に毎号附録として婦人論をのせはじめた。くわしくは第三卷第一号からであったが、ケイをはじめとする外国の婦人論もこれから続々と紹介され始めたのである。

らいてうの言葉をかりるなら旧道徳への反抗、習俗打破の叫びから、具体的な婦人問題へ、古いものへの反抗から主張へ、破壊から建設へと大きくカーブを切つたのであった。

ここにおいて晶子との違いが鮮明になるのではないだろうか。晶子とらいてうは文学を媒介に、良妻賢母主義イデオロギーの下に型づくられた「女」に反抗し、それを嫌悪し、否定し、個人としての覚醒を叫んだ。そこまでは同じであったが、自覚のしかたが晶子の場合男性に対するものとして考え、らいてうは女性の中にひそむものとしてとらえたのだと思う。更に違いを大きくしたのは、先程述べて來たように、らいてうの持つ実践性、言葉をかえるなら、実際の運動をどうして、社会的現実と直接対決した点にあるといつてよい。晶子は、「太陽」六月号で自

ら言っている如く、「人は分業的に協力する」もので、自分は「文筆をとおして」婦人問題に協力したのであって、行動を伴つてはいなかつた。したがつて、女の経済的、精神的独立は、個人の努力次第で得られるのだという、安易な考え方が生じてくるし、自分の考えは将来あるべきことを言つてはいるのだといった理論的裏付けのない観念論になつてしまふ。

晶子の母性否定は、女は妻、母といった役割以上に何かがあり、あくまでも人間として男性と対等であろうとする所で出現し、らいてうの母性肯定は、女であることを否定しても否定しきれない現実認識から表われたとみられる。

第二点は特にらいてうの母性主義を理解する場合、無視することのできない要因である。

エレン・ケイとの出会いは以下の如くであつた。

大正二年一月の「青鞆」に、はじめてケイの「恋愛と結婚」が訳載された。その序文によると、前年九月「太陽」に金子筑水氏が「其の実教」と題する論文の中でケイにふれ、らいてうはそれを読んで、彼女の思想に興味をもち、その日の日記に書きとつたという。

十二月帝国文学で「自由離婚説」と題し、石坂養平氏がケイの説の梗概をのせていたので、早速丸善で求めたとのことであつた。時あたかも、らいてうは婦人問題に関心を持ちつつあつた。

「多くの場合、自分は女だと思つていない。思素の時も、執筆の時も、恋愛の時でさへ女としての意識は殆んど動いていない。只自我の意識がある丈だ。」⁽⁵³⁾といつてらいてうは、たまたま婦人問題、女性研究の書を読み、色々考え、多くの問題に逢着していたという。

「実際に多くの問題に逢着した私は『新しい女』に就て自己の意見を発表しやうとした最初の意志を捨てると共に、来年の自分の研究課題の中 心を婦人問題に置こうとまで決心した」という。それには、いまだ内容なき自己の意見を発表するより、ケイの著を翻訳しよう、その方が価値のある仕事だらうと思うに至つたと記されている。

また、大杉栄の紹介で山田嘉吉、わか夫妻と知り合つたことも、ケイを深く識る機会となつた。⁽⁵⁴⁾アメリカに永住していた山田氏夫妻は語学の個人教授などしていたが、特に嘉吉は、婦人問題の研究もしていたので急速に親しくなつた。らいてうらはまもなく山田家の裏隣りに引っ越した。ここでケイの「婦人運動」、「児童の世紀」を読み、更にウォードの純正社会学にもふれ、女性中心説に興味をもつたという。

山田わかは、高群によればケイを固定的にとらえたと評されるが、昭和十二年の母子保護法制定運動の折中心となつた一人で、女は家庭にあ

るものとの信念にもとづいて行動したのである。我が国において、特にケイの影響を受けた婦人運動家はわかとらいてうの二人であるが、母性保護のとらえ方はきわだつて違つてゐる。日本における母性主義思想を解明する際、この二人を比較検討する必要があり、私自身、今後の課題としている点である。

さてそれではらいてうの母性主義であるが、それはエレン・ケイから徹底的に学んだものであった。ケイは「恋愛と結婚」において、第五章で婦人を家庭外に出させた近代社会の生産様式と、その弊害の分析をし、母性を忘れた婦人運動を批判している。第六章では仕事への欲求と母性の葛藤に苦しむ婦人の姿をえがき、第七章で今後婦人はどうあつたらよいか、その結論は第九章にもち越され、結局婦人の望ましいあり方として、家事に全力をそそぐことになりとしたのであった。

らいてうの場合、多少趣を異にする。つまり結論が、家事にありとはならないで婦人が労働する状態は権利として勝ち得たもの、その前提に立つて母性保護を主張するものであつた。従つて、社会関係とのかかわりでとらえるので「ケイそのままでなく、ケイを若干発展させたものの」といわれる。

彼女にとって、「母性」とは生命の源泉であり、それは女の特性であり、母性保護は婦人と子供の権利として考えられなければならないのであつた。だから国の保障は当然要求してしかるべきことであつたのである。高群によれば「単なるケイの受け売りではなく、女性の心からの要求、いわば『母性我』からの発言であった」のである。

ともあれ、我が國に「母性保護」を叫んだ第一声であった。

新婦人協会の機關紙「女性同盟」の発刊（大正九年十月）にあたり記した、有名な「社会改造に対する婦人の使命」という創刊の辞で、らいてうは十年前の青鞆を思い起し次のようなことを述べている。

青鞆の頃は、人間としていかに生きるかという自覚を女が持つようにと考えて來たが、今はちがう。「婦人の天職は矢張り母」だ、母の使命は単に種族の保存継続以上に進化向上を図ること、「生命といふ最も神聖なる火焔を無始から無終へと運ぶ婦人の人類に対する偉大なる使命であらねばならぬ」と思う。これこそ婦人の、母の尊い社会的意義である。かくて最も進歩した婦人運動の目的は、母たる権利の要求にあらねばならない。女性としての本能の満足と人類の要求との一致、つまり個人の幸福と社会の利益の一致がここにあるというのは真理であり、調和で

あり、一大発見であったと。

以上から言えることは、婦人・子どもの権利として母性保護を主張したのは画期的であったことは充分に認めるが、婦人の権利とは労働者としての権利の外に種族に対する任務をもつことによって与えられた天賦の特権として考え、ことさら婦人の側の問題としてのみ世に提起したことははたして正しかったろうか。思うに、母性保護は、男女両者に共通する課題でなければならないし、基底に男子と女子、いづれにとつても確固たる生存権、生活権、教育権などをはじめとする人権の確立を必要とする。この点への認識が稀薄であったことがらいてうの限界であったと思う。

晶子と後にふれる菊栄は、らいてうの母性主義は良妻賢母の一種にすぎなく男子に依存しようとするもので、性的特徴を誇張するのは反動であると非難した。

高群は彼女の母性保護説を評価する一人であるが、反動ではない、資本主義生産の段階で芽生え、社会主義社会で結実するもの、母子の保障を家の私的保障から國の公的保障へ移そうとしたのは、数千年来の男権私有制を拒否したもの、ケイの説にはケイの時点における誤謬もあるが、母性現象の私事性を社会性へと解放した点は評価したいといつてゐる。⁽⁵⁹⁾ 但し誤謬とは何か。「その発展がまだ究極の域に達せず、したがつて社会革命との一致において立て直されていなかつたことであった」という。

私が次にらいてうの問題点をあげようとしたのは、実は右の指摘に関連を有している。すなわち、社会や国家に母性保護、母性保障を要求する姿勢は資本主義社会の一定の段階においては根本的に正しいが、それが、ナショナリズムと結合して行く危惧を内包する点に目を開かねばならないということだ。ケイがそれをおちいったことは前にふれた。らいてうの場合、國家とは社会とは何かに対する分析はない。現社会の流す害悪に鋭い目をむけても、この点がウイークポイントであつたろう。従つて、菊栄のように社会保障による母子の保障をというまでには発展しないのだ。

しかし母性と生産労働や社会的活動の両立が困難な今日、私達がらいてうにふれ、最も学ぶことは、やはり母性保護の私事性から社会性への方指向づけなのである。

(3) 山川菊栄の説

菊栄もまた良妻賢母主義教育に批判を持っていた。その点、前二者と同じだが、異なるのは自我の目ざめ、個の自覚が必ずしも全面に出で来ていないことだ。晶子から十二年、らいてうとは五年遅れて出生している菊栄には、彼女等ほど声高く自我を強調しなくともよかつたし、また菊栄の家庭環境からいっても、個の自覚には何の障害もなく到達していたといつてよいのではなかろうか。事実後の山川との結婚に際して、家族のさしたる反対もなかつたとのことであった。

婦人解放への志向は、津田の予科の入学試験の作文に既に現われていたが、イギリスの啓蒙思想家であり女権主義者であったメアリー・ウォルストンクラフト (Wollstonecraft, Mary 1759～1797) の紹介などをはじめ文筆活動を開始したのは大正四年頃からであった。その頃から山川均等の社会主義グループの研究会にも出席していたのである。

母性保護論争に関しては、晶子、らいてう両者の考え方を部分的には肯定し、自分は経済的独立も母性保護も両方要求すべきだと思うが、一切は資本主義そのものの変革にまたなければならないとしたのであった。

「母性保護と経済的独立」⁽⁶¹⁾ という論文の中で彼女はこう書いている。「婦人はもとより育児の外に能なき動物でもなく、家庭に蟄居して世を終らねばならぬ義務もない。又無為にして社会に寄生する権利もない。されば、婦人が能力に従ひ好む所に従つて労働することが許されねばならぬと同時に、その労働に対しても生活の権利を認められねばならない。しかるに在来の社会は婦人に對して労働の権利を拒むと共に、その生活の権利をも否定して居た。そこで前者を強調すべく現はれたのが、機会均等の叫びを以つて終始している旧来の女権運動で、これが修正案として後者を提唱すべく起つたものが母権運動である。労働の権利を専ら要求して生活権の要求を忘却したのが前者の欠陥であり、母たる婦人のみの生活権の要求に甘んじて、万人の為めに平等の生活権を提唱することに思い及ばないのが後者の至らない点である。そして現在の経済関係といふ渦の大本に斧鉄を下さうとしないで、その存続の成果として現はれたる諸現象に對するに、経済的独立とか、母性保護とかいふやうな不徹底な弥縫策を以てしやうとする所が、両者の共通の誤謬である。」と。

彼女は充分に母性保護の必要性は認めていた。資本主義が婦人・小兒に及ぼす弊害を認め「婦人解放の悲劇」を補足するものとしてなくてはならないものであり、それは自らの生活体験としての実感でもあった。菊栄の半自叙伝「女二代の記」に次のような一文がある。母性保護要望の氣持がひしひしと伝わり、人間山川菊栄の一面が伺える。且つ現在私達の願いとするものとびつたり一致する部分である。

ロシヤ革命を経て、第一次大戦直後、菊栄は出産し病を得ていたらしいが、その頃のことである。

「私は病中でもあり、お産も重く、不便な地方や自宅だったら母子とも、あるいは少くとも子供は助からなかつたかもしだれず、そういう例を多くきくにつれ、どんな貧しい母にも国費で安全な産院を利用させるべきだと考え、また女中難のために、休息もできず、仕事もできず、よぎなく一日徳永さんの二葉保育園に行つて子供を頼んだこともあって、仕事をもつ母、病氣の母のために完備した保育所を全国くまなく設けることを切なる願いとしていました。それができなければ母性保護とは名のみにすぎないとthoughtしたが……」⁽⁶²⁾とある。

菊栄は端的にいって母性とは何かととらえていたろうが。母性は確かに婦人の重要な使命であることは充分に認めてはいた。しかし「私は男女の生理的相違は、男子間に於ける個人的差別と同様に扱はるべきだと思ふ。例えば或種の労働が婦人に不適当であるとか、或期間丈け婦人が生産労働に寄与することができぬとかいふことは、男子間においても或種の労働が或人々に不適当であり、或期間即ち疾病老衰の如き場合に生産に従事し得ぬのと同じく取扱へば好いことだと考へる。私は生殖と育児とを以て女子の最高使命とし、その為に特に優遇を要求する必要も認めぬ代り、その最高使命を帯びるの代償として女子より社会生活に関与するの特権を剥奪し、家庭の小天地に逼塞すべく要求する男子中心社会の得手勝手なる議論には黙従することを得ない」⁽⁶³⁾としていたのであつた。すなわち性差は男女あわせての個人差と同様にあつかわれるもの、生殖、育児は女子の最高使命ではないというのである。

しかし現実、主婦で、職業人を兼ねる女性の健康、精力、天分の蹂躪は救済しなければならぬ、理論的にどうあるかとして二説を提供し、菊栄は後者の方が社会の趨勢ではないかと言つてゐるのは現在、私達のつき当つてゐる壁を突破する際一つの示唆を与えてくれる。

其の一は、家庭労働保護政策でケイや平塚氏の諸説が入る。労働婦人か否かは問わずすべて母である婦人に出産後数年間の扶助料を与え、國家の一吏員として待遇してもらおう。それが男子と平等に婦人の地位を高めることになるのだ、其の二はギルマン夫人らの唱える家庭労働軽減説で、家事及び育児の社会化により、婦人を家庭より解放して、職業及び知的生活のための便宜をはからしむることを主張するのである。⁽⁶⁴⁾

結局菊栄は、資本主義社会を肯定しているにしても批判をもつてのぞんでいる母性主義は、女権主義より一步前進したものと評価はした。唯、女の性的生活のみ重大視すれば、かえつて女の自由を束縛する結果になりはしないか、男も女も同じく生活権を確立する必要性が先行すべきで、その上に立つて、個人的問題として母性が保護されるのが望ましい。しかある時期、国家による社会保障によつて母性保護は必要で

あらうというのであった。

これまでの婦人運動家達が持つていなかつた社会科学的理論の裏づけにより、歴史と現状を分析した菊栄は、以後論壇にゆるぎない地位を築くことになつたのである。

四 「論争」の影響と評価

「論争」は、婦人労働者の増加と併行しておこつた母性生活との矛盾を背景に出現した。

大正三年に始まつた第一次世界大戦は、約四年間もつづいた。特に終戦に近づく頃から婦人労働者数は増加した。(第二表及び第三表参照)

これまでの軽工業はもとより、運輸交通、化学工業、飲食物関係の諸方面にわたつて拡がり(第三表及第四表参照)、学校を卒業したばかりの若い女性達も事務員、タイピスト、婦人記者等各方面に進出し、「職業婦人」という新しい呼び名が生れた程であった。

第2表 職工女子人員の推移

年 次	人 員
明治 38 年度末	9,066
" 39 "	21,379
" 40 "	20,423
" 41 "	23,149
" 42 "	25,351
" 43 "	25,531
" 44 "	30,271
45年大正元年度末	26,343
大正 2 年度末	29,994
" 3 "	33,003
" 4 "	37,167
" 5 "	36,389
" 6 "	31,376
" 7 "	36,349
" 8 "	41,087

資料：日本帝国36統計年鑑Ⅺ工業及び賃金の項より作成

第3表 事業別婦人労働者数

事業別	年次	1914年	1921年	1914年を100とする増加指数
総 数		564,308	879,466	156
紡 織		486,481	751,613	155
金 属		2,239	5,986	241
機 械 器 具		2,193	9,159	418
窯 業		5,486	11,219	205
化 学		11,121	28,126	353
製材木製品		3,323	6,162	186
印 刷・製 本		4,087	6,017	147
食 料 品		12,984	18,801	145
ガス・電 気		30	119	396
そ の 他		36,110	41,264	115

「女性の歴史」松島栄一編 102 ページより

第4表 工場別女工数（大正7年の内訳）

工 場 の 種 類		女工数
業業業業業業業業の業業業業業業業業	加工業	290,011
業業業業業業業業の業業業業業業業業	其他物	130,897
業業業業業業業業の業業業業業業業業	業業業業業業業業	9,144
絲絲絲絲絲絲絲絲	造織	58
絲絲絲絲絲絲絲絲	綿物	2,279
絲絲絲絲絲絲絲絲	整理編織	187,638
絲絲絲絲絲絲絲絲	織物	7,734
絲絲絲絲絲絲絲絲	刺繡	18,068
絲絲絲絲絲絲絲絲	雜物	521
絲絲絲絲絲絲絲絲	其他	1,801
合 計		648,151
機械及器具工場	機械製造業業業業業業業業	2,881
機械及器具工場	船舶車輛製造業業業業業業業業	1,097
機械及器具工場	器具製造業業業業業業業業	3,683
機械及器具工場	金属製品製造業業業業業業業業	10,635
合 計		18,296
化 学 工 業	業業業業製造業業業業業業業業	11,301
化 学 工 業	精造蠟業業業業業業業業業	8,564
化 学 工 業	紙器毛皮製造業業業業業業業業	107
化 学 工 業	漆及物製造業業業業業業業業	134
化 学 工 業	革火油製造業業業業業業業業	13,937
化 学 工 業	製造業業業業業業業業	910
化 学 工 業	製造業業業業業業業業	3,293
化 学 工 業	製造業業業業業業業業	3,225
化 学 工 業	護理製造業業業業業業業業	1,132
化 学 工 業	製造業業業業業業業業	1,208
化 学 工 業	製造業業業業業業業業	812
化 学 工 業	肥料製造業業業業業業業業	326
化 学 工 業	人雜業業業業業業業業	1,449
合 計		46,398
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	1,373
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	392
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	—
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	2,690
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	3,062
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	737
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	2,347
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	1,624
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	101
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	1,215
飲 食 物 工 場	業業業業業業業業業業業業業業	634
合 計		14,175
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	4,065
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	2,487
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	5,544
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	361
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	1,214
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	2,223
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	171
雜 工 業	業業業業業業業業業業業業業業	19,777
合 計		35,842

資料：日本帝国36統計年鑑Ⅳ工業及び賃金の項より
作成

彼女等の中には、新しい理想にもえている者がなかつたとはいわぬが、七割七分までは貧しい家計を助けるために、二割は自活を希望してい
たという（三井礼子によると、開戦当時工場で働く女性数は五三五、二九七名、大正八年には八一四、三九二名に増加したといわれる）。

参戦国として多くの利権を手にした日本の産業界は、未曾有の好景気をみせたが（工場数の増加は第五表参照）、物価騰貴により実質賃金は
年々低下した。物価は大正六年より確実に高騰し、六年を一〇〇としたら七年は一二〇〇という指數が示され、空前の現象といわれる。一方賃金
は同じく六年を一〇〇としたら、七年は六八に下落した。

米騒動を経て労働運動は高まつた。大正二年わずか四七件であったストライキも七年には四一七件、八年には四九七件と上昇、婦人労働者が
組合に参加はじめたのは、六、七年頃からであった。

大正十年、神戸の三菱川崎造船所の三万八千人のストライキでは、労働組合加入の自由、八時間労働制などの要求のほかに、男工の半額にも
みたぬ女工の賃金の増額を要求した。婦人労働者の低賃金については第六表をみていただきたい。

第5表 全国工場数の推移（諸官庁直轄工場を除く）

年 次	工 場 数		
	原動力を用いるもの	原動力を用いざるもの	合 計
明治 33 年	2,388	4,896	7,284
34	2,764	4,585	7,349
35	2,991	4,830	7,821
36	3,741	4,533	8,274
37	4,000	5,234	9,234
38	4,335	5,441	9,776
39	4,656	5,705	10,361
40	5,207	5,731	10,938
41	5,617	5,773	11,390
42	6,723	8,703	15,426
43	6,731	6,792	13,523
44	7,756	6,472	14,228
45年大正元年	8,710	6,409	15,119
大正 2 年	9,403	6,408	15,811
3	10,334	6,728	17,062
4	10,688	6,121	16,809
5	12,612	6,687	19,299
6	14,310	6,656	20,966
7	15,632	6,259	22,391

資料：日本帝国 36 統計年鑑Ⅳ 工場及び賃金の項より作成

第6表 全国の職工一人一日の賃金（銭）（諸官庁直轄工場を除く）

年 次	職工一人一日の賃金			
	14 才以上		13 才未満	
	男	女	男	女
明治 33 年	39	19	14	10
34	39	19	14	11
35	40	19	15	13
36	39	20	14	11
37	41	20	15	11
38	42	20	16	11
39	43	20	17	12
40	46	23	19	13
41	50	24	18	13
42	49	24	17	13
43	50	24	18	14
44	52	25	19	15
45年大正元年	53	26	19	15
大正 2 年	56	27	21	15
3	54	26	19	14
4	56	26	22	16
5	57	28	23	18
6	67	33	29	21
7	92	48	46	30

資料：日本帝国 36 統計年鑑Ⅳ 工業及び賃金の項より作成

大正五年には工場法が施行され、女工袁史において語られた女工二人一床も、一人一床になり、多少の保護規定はあつたにせよ、深夜業禁止は昭和四年までもち越されるなど実際には有名無実であった。特に、大戦好況以来、女子の抗内労働が行なわれ、大正七年には十万人以上の女性が鉱山で働いていたという。ここにおいて罹病率は高く、消化器疾患、胸部疾患、子宮疾患が多数をしめた。

一方、農村の婦人達の状態にも目を向けられ、十七、八時間に及ぶ労働時間、産後一、二週間で平素の労働に復することなども知られはじめた。⁽⁶⁶⁾

かくて、「母性保護論争」はおこるべくしておこつたと考えられる。菊栄にいわしむれば、「桜と梅が一緒に咲いた」ように、メアリー・ウルストンクラフト（一七九二年「女性の権利と擁護」を出版）の女権論をひく晶子と、一九〇三年「恋愛と結婚」により一世を風びしたエレン・ケイを受け継ぐらいてうと、社会主義者菊栄の三者が、一度に花開いたのである。

一重に日本における急速な資本主義化の産物といえるであろう。

「論争」そのものを取り上げ且つ評価を行っているのは、多くの婦人論、女性史、その他婦人の問題に関する書物にあまりみあたらない。

一、二あげるなら、帶刀貞代は「この論争に示された三つの立場は、大正時代の近代的教養のいわば系譜を示すものであった。それは西欧における婦人解放思想発生の系譜をひいていとはいえ、また一面、日本における近代社会の成熟にしたがって日本に生れ、かつ成熟した思想でもあった。しかし、その後の日本の社会は、不幸にしてこれらの婦人のねがいを逐に聞きとどけるには至らなかつたのであり、したがつて日本の婦人はいまだにまだ、これらの考え方を何ほどか問題として残して、持つてゐるのである。^[67]」と述べている。

また樋口恵子は、「婦人の職業と女性保護の問題が極めて切実な争点となつてゐる今日、十分検討しておくべき内容をもつてゐるのである。^[68]」といつてゐる。

具体的な影響としては、戦後、総評の「母性保護月間」等に、らいでうが主張し菊栄も一部肯定した、権利としての母性保護の要求が提起されきたことにみられよう。

私はこの「論争」でぐりひろげられた三つの立場こそ、日本の婦人の思想構造を知る上に、貴重な手がかりを与えてくれるものであると思う。

この論争は、少くとも、母性の主張のみでは母性保護、婦人の解放があり得ぬことを教えてくれた。男であれ、女であれ、人として生活者としての諸権利の確立が前提になければならないようだ。それを考える手がかりを与えてくれた社会的遺産として、私はこの論争を評価したい。

五 おわりに

エヴリーヌ・スコルロ (Evelyne Sullerot) というフランスの女性評論家がいる。彼女は、ブリュッセル自由大学教授であり、四児の母でもある。一九六六年「未來の女性」という著書において、母性は放棄すべきであると述べ、多くの関心を呼んだ。女性から限りなく可能性を引き出すには、母性の負担をとり除かねばならないといい、試験官ペイビーの予告をしたのである。

我が国でも母性を否定することが、女性の地位向上につながると論じる人が少なからずいる。母性保護を主張するのは、男女平等に反し、ますます男との間に差別を生むことになるというのだがはたしてそだらうか。

母性保護が女に対する差別にならず、男は男である故に女は女である故に、男女が、経済、教育、職業、家庭において、すべて社会的に平等でなければならない。私は母性を否定することが、婦人の解放につながるとは思えない。

女性の女性たる特性である母性、受胎、妊娠、出産そして保育、それらは命を伝えていく人間の本質的行為であり、母性を逐行することが負担であるならその事実をこそ究明し、とり除いていかねばならない。

実際、現実には特に有職女性の場合、女の、あるいは家庭の側にのみその解決は負わされている。男女共通の課題として、いや人間の課題としてとり上げられるべきであり、山川菊栄の論の如く社会の中に、これらを疎外する要因を追求することが必要であると思う。

婦人労働者は雇用者に限つてみると、昭和三十年五〇八万人であったのが、四三年には九九二二万人となつた。有配偶女子雇用者は一〇六万人、二〇・九%であったのに対し、四〇〇万、四〇・三%を占めるに至つた。この数は、未婚あるいは死・離別の女子労働者数をはるかに上まわっているのである。この中の大半は夫の収入のみでは食べられないために働く女性達である。彼女等にとって、男女平等に反するから、母性保護はどうかなど論じて余裕はない。

ここに新しい母性論の確立が急務である理由が存在し、本稿はまず手はじめに、日本における母性を中心とした婦人論、特に母性保護論争をかえりみ、考察をしたのである。

註

- (1) 武田晴正「合理化ですすむ母性破壊」七一頁（雑誌「経済」一九七〇年三月号）
- (2) 山下章「勤労婦人の健康障害と問題点」五頁（雑誌「公衆衛生」一九七〇年五月号）
- (3) 市川房枝「母性保護法」制定促進婦人連盟の結成について（雑誌「婦選」昭和九年一〇月号）参照
- (4) 一番ヶ瀬康子「母子保護法制定促進運動の社会的性格について」五一頁（日本女子大学社会福祉研究会紀要第一四号）
- (5) 拙稿「エレン・ケイ『恋愛と結婚』」参照（雑誌「婦人展望」一九六四年大正期に展開された母性保護論争について
- (6) 九月号婦人論入門(3)
- (7) 貝原益軒著、石川謙校訂「養生訓・和俗童子訓」岩波書店、一二七三頁
- (8) 前掲書(6)、二七四頁
- (9) 明治文化全集5・雑誌編、日本評論新社、一五三頁
- (10) 伊藤明子「啓蒙家にみられる女子教育観」八六頁（日本女子大学女子教育研究所編「明治の女子教育」国士社）
- (11) 本間久雄「婦人問題」東京堂、三三九頁
- (12) 現代日本思想大系2「福沢諭吉」筑摩書房、三七三頁
- (13) 前掲書(8)、二一一頁
- (14) 前掲書(8)、九四頁
- (15) 田中寿美子編「近代日本の女性像」社会思想社、九四一九五頁

(15) 「女子教育ニ関スル件」

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク 且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナリ 現在学令兒童百人中五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅ニ十五人強ニ過キス 今不就学ノ女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス 裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最も必要ナルモノナリ 故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス (後略)

(明治二六年七月二二日文部省訓令第八号)

「学制八十年史」文部省、九頁参照

(16) 山内秀野(植村正久妻)、北村美那子(透谷夫人)、津田うめ、大塚楠緒子相場黒光、羽仁もと子、山室きえ、野上弥生子等々

(17) らいてうの自伝「わたくしの歩いた道」(新評論社)にくわしい

(18) 高群逸枝「女性の歴史(下)」講談社、一四九頁
及び(19) 赤松明子「婦人解放論」クララ社による

(20) 王城肇「フエミニズムの歴史」八頁
平塚らいてう「わたくし歩いた道」新評論社、一〇二頁

(21) 青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(22) 前掲書(4)、一一七頁
前掲書(2)、一二二頁

(23) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(24) 前掲書(4)、一一七頁
前掲書(2)、一二二頁

(25) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(26) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(27) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(28) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(29) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(30) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(31) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(32) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(33) 前掲書(4)、三九九頁参照
青鞆の婦人問題特集が巻き起した社会の反響に呼応し、「太陽」、「中央公論」の二大綜合雑誌は、はじめて「婦人問題特集号」を刊行し、世論を喚起した。

(34) 雑誌「婦人公論」一九一八年五月号、二二頁

(35) 雑誌「婦人公論」一九一八年八月号、四九頁

(36) 前掲書(3)、四四頁

(37) 前掲書(3)、四三頁

(38) 雑誌「婦人公論」一九一八年九月号、一二四頁

(39) 前掲書(3)、三三頁

(40) 雑誌「太陽」一九一八年六月号、四二二頁

(41) 与謝野晶子「我等何を求むるか」近代書店、一四八頁

(42) 前掲書(4)、九頁

(43) 前掲書(4)、六頁

(44) 前掲書(4)、一二二頁(「女性と自由」より)

(45) 与謝野晶子「人間礼拝」天佑社、一六三頁

(46) 前掲書(4)、一六四頁

(47) 平塚らいてう「わたくしの歩いた道」一〇一頁以後参照

(48) 前掲書(4)、五八・六〇頁にくわしい

(49) 本間久雄「婦人問題」東京堂、三八六頁前後参照

(50) 本間久雄「婦人問題」東京堂、三八六頁前後参照

(51) 前掲書(4)、一〇〇頁

(52) 前掲書(4)、一三〇頁

(53) 雑誌「青鞆」一九一三年一月号附録、二頁

(54) 前掲書(53)、四頁

(55) 松島栄一編「女性はどう歩んできたか」角川書店、四六頁(帯刀貞代「明治大正における女性の教養」に指摘されていて)

(56) 前掲書(4)、一四三・一四六頁にくわしい

(57) 高群逸枝「女性の歴史 下」講談社、二二七頁

(58) 機関誌「女性同盟」創刊号、一九二〇年、七頁

(59) 前掲書(4)、二七四・五頁参照

(60) 前掲書(5)、二七七頁

(61) 山川菊栄「現代生活と婦人」叢文閣所収

(62) 山川菊栄「女二代の記」日本評論新社、二二〇・二二一頁

(63) (64) (65)

前掲書(61)、一五二頁「婦人を裏切る婦人論」より
前掲書(61)、一八二頁「母性保護と經濟的獨立」参照
三井礼子「近代日本の女性」五月書房、八九頁参照

(66) (67) (68)

松島栄一編「女性の歴史」三一書房、一〇一頁参照
帯刀貞代「日本の婦人」岩波新書、四二頁
田中寿美子編「近代日本の女性像」社会思想社、一三九頁